

久喜市議会  
令和 8 年 7 月臨時会議  
市長提出議案質疑通告

令和 8 年 7 月 2 4 日（金）

## 質疑通告者一覧

### 【議案第 19 号 令和8年度久喜市一般会計補正予算（第4号）について】

|         |       |    |       |   |
|---------|-------|----|-------|---|
| 通告第 1 号 | 速山 武士 | 議員 | ..... | 1 |
| 通告第 2 号 | 杉野 修  | 議員 | ..... | 1 |
| 通告第 3 号 | 瀬川 泰祐 | 議員 | ..... | 2 |
| 通告第 4 号 | 田村 栄子 | 議員 | ..... | 3 |
| 通告第 5 号 | 井上 忠昭 | 議員 | ..... | 3 |
| 通告第 6 号 | 坂本 和久 | 議員 | ..... | 3 |
| 通告第 7 号 | 宮崎 あき | 議員 | ..... | 4 |
| 通告第 8 号 | 新井 兼  | 議員 | ..... | 4 |
| 通告第 9 号 | 猪股 和雄 | 議員 | ..... | 5 |
| 通告第 10号 | 川辺 美信 | 議員 | ..... | 6 |
| 通告第 11号 | 山田 正義 | 議員 | ..... | 7 |
| 通告第 12号 | 杉山 鎮夫 | 議員 | ..... | 7 |
| 通告第 13号 | 園部 茂雄 | 議員 | ..... | 7 |

## ○ 通告第 1 号 速山 武士 議員

- （１）当初契約金額の 5%を超えることによる変更契約議案を提出しなかったこと、予算措置がされていないのに工事を行ったこと、2 点に対する再発防止策は具体的に何か伺います。
- （２）5%を超えたのに、なぜその後も令和 8 年度の追加工事が施工されたのですか。
- （３）築山及びタイヤ遊具の撤去について、当初の工事に含まれていませんでしたが、何故、追加工事をする事になったのか伺います。
- （４）最終的な責任の所在はどこになりますか。いつ、どなたまでが現状を知っていたのか。最終的にはどなたが責任をお取りになるのか伺います。

## ○ 通告第 2 号 杉野 修 議員

- （１）今回の事案は、単なる技術的ミスや事務上のミスではなく、議会の議決権を侵害し、市民の信頼を損なう重大な問題と認識する。原因の究明、責任の明確化、執行側としての再発防止策が不可欠であり、また同時にこれを機会に議会のチェック体制強化も進める必要がある。そのことを前提に以下伺う。

## ア 事実関係の時系列での確認（契約関係）

- （ア）追加工事の累計額が 議決基準の 5%（3,333 万円）を超えた日付はいつか。
- （イ）その時点で担当課は「議決対象である」と認識していたのか。
- （ウ）認識していなかった場合、どの時点で変更契約が必要だと初めて気づいたのか。
- （エ）当初契約額の 5%を超える可能性を予見判断できるスキームはなかったのか。

## イ 事実関係の時系列での確認（アスベスト関係）

- （ア）アスベストの「事前調査」は 6 月 29 日の全員協議会資料 1「追加工事の内訳等」では「2025 年 4 月 9 日」とあるが、どのような調査方法で行ったのか。その結果、どのような種類（レベルごと）のアスベストがどれくらいの量で発見されたのか伺う。
- （イ）特定した「レベル分類ごとの届け出」と「作業計画書」の提出日はいつか伺う。

## ウ 市の資料にある「職員の認識誤り」「確認不足」とは具体的に何を指すのか伺う。

- （ア）5%基準の計算方法（工事費の積算）は共有していたか。
- （イ）契約変更のタイミングは事前協議していたか。

## エ ウの内容は誰が、どの段階で、どの判断・確認を誤ったのか（担当者／係長／課長／部長）。確認不足の構造的要因について、どのように考えているか伺う。

- （ア）チェック体制は庁内のどこでなぜ、機能しなかったと考えるのか。
- （イ）チェックリストや二重のチェックと安全対策（フェール・セーフ）の仕組みは存在していたのか。（複数の目によるチェックまたは「集団管理」の仕組み）
- （ウ）もし存在していたなら、なぜ機能しなかったと考えるのか。

## オ 従来の「再発防止策」で何が機能しなかったのかを踏まえ、以下の内容で再発防止策の

構築を求める。

- (ア) 月次でのチェック強化（監査など）
- (イ) 自動アラート（5%に近づいたら通知する）仕組みの導入
- (ウ) 契約変更履歴の一元管理で追加工事の累計額をリアルタイムで把握する。
- (エ) 国交省の「設計変更ガイドライン」等の運用を市は取り入れているか。
- (オ) 市独自に「契約変更判断フロー」を作成する考えはあるか。

カ 改善策構築に向け議会と協議を検討されたい。

- (ア) 情報提供のルール化について
- (イ) 追加工事が発生した段階で、議会に「速報レポート」を提出する仕組みを検討する。
- (ウ) 契約変更の累計額が 3%・4%・5% に近づいたら議会へ通知する制度を検討する。

キ 本事件に関しては、市長名による事実の公表や、謝罪文、再発防止策の提案の発出などが必要と考えるが、現状において市民にどんなメッセージを発信するのか予定を伺う。

## ○ 通告第3号 瀬川 泰祐 議員

### (1) P10 いきいき活動センターしずか館解体事業

ア 事実関係の特定について

市は令和8年4月下旬に「当初契約額の5%を超えたこと」を、令和8年5月上旬に「令和7年度分の予算が措置されていないこと」を確認したと聞いているが、それぞれの確認日を明確に示されたい。

イ 発注行為の根拠と正当性について

- (ア) 追加工事のうち、「工事現場連絡票」の発行日より前に施工が開始されている工事があると聞いている。これらは何をもって工事の発注行為としたのか。
- (イ) このような「工事現場連絡票」等の現場調整のやり取りで事業を進行し、事後に追加費用を支払うケースは、他にもあるのか。またそれらの行為は手続き上、どのルールに基づいて行われているのか。
- (ウ) 議決の必要性もさることながら、予算措置や変更契約の手続きを後回しにして施工を先行させる事務手続きは、地方自治法や市の契約規則に照らして正当なものと考えているのか。

ウ 工事業休止による影響と損失について

6月29日からの工事休止に伴う現場維持費や工期延長による追加費用の見通しを伺う。もし追加費用が発生する場合、市側の不備によるものか、業者の先行施工による過失か、どちらが負担すべきと考えているのか。

エ 管理責任と再発防止策について

地方自治法および契約規則等を形骸化させたこと、議会の議決を経ない形での事実上の契約変更が進んでしまったことへの判断責任の所在を明らかにされたい。あわせて、二度とこのような事態を招かないための具体的な再発防止策を伺う。

## ○ 通告第4号 田村 栄子 議員

- (1) 本議案に係る、事務執行の不適切性については、職員の認識誤り及び確認不足によるものと説明し、謝罪の意を示している。しかしながら、これは個々の職員の問題にとどまらず、組織としてのチェック体制が機能していなかったことを示す根本的な問題である。以上の状況を踏まえ質疑する。

市は「再発防止に努める」と述べるが、抽象的な表現にとどまらず、以下の点について具体策を示されたい。

ア 契約変更時の必須チェックリストの作成と運用について、誰が、どの段階で、どの項目を確認するのか。

イ 追加工事発生時の予算照合ルールの明文化について、予算残額の確認方法、照合責任者、照合結果の記録方法を伺う。

ウ 議決要否判定の自動化・標準化について、契約金額の増減率を自動計算し、議決が必要な場合にアラートを出す仕組みの導入の有無を伺う。

エ 管理職による二重チェック体制の構築について、課長・部長級がどのタイミングで関与し、どのような責任を負うのか伺う。

オ 契約事務に関する職員研修の義務化について、頻度、内容、対象者、評価方法を具体的に示されたい。

## ○ 通告第5号 井上 忠昭 議員

- (1) 今回の補正予算を計上するに至った経緯について、詳細を伺う。
- (2) 本来は、議会の議決を経た契約は、議決で定められた範囲を超える場合、再度、議会の議決を得なければ変更契約を締結できない。この度は、変更契約せずに工事を施工しており不適切な執行にあたる案件と考えているが、法令違反等の疑いは今回の対応により解消されるとの認識か。
- (3) 本件に関し、市が事態を把握したのは4月から5月頃とされているが、その後の議会への報告も含め対応は適切だったとの認識か。勘違いや思い込みがあったとの説明があったが、責任の所在についてどう考えるか。
- (4) 実効性のある再発防止策を、早急に策定すべきと考えるが認識を伺う。

## ○ 通告第6号 坂本 和久 議員

- (1) プロポーザルに応募し、選定を受けた事業者である以上、本工事の内容を事前に熟知していたはずであるが、なぜこれほどの追加工事が発生したのか伺う。
- (2) 中間検査等において、工事の執行状況や予算の執行状況・執行率を確認する機会はなかったのか伺う。
- (3) 今後、同様の事例が生じないよう、どのように再発防止を図るのか伺う。

## ○ 通告第 7 号 宮崎 あき 議員

- (1) 今回の手続き上の不備により工事が中断・延期され、現場維持等の追加費用が発生すると聞いた。この費用は、今回、市の不備がなければ発生しなかった、本来必要のなかった費用ではないか。市はどのように認識しているのか。また、市民に対してどのように説明するのか伺う。
- (2) 久喜市の「職員の不祥事防止に向けた行動指針」は、過去の不祥事を踏まえ、市民の信頼回復に向けて策定されたものである。指針 7 ページでは、随意契約に係る不祥事の要因として、「関連する法令や業務に関する知識が不足、欠落していたこと」を挙げ、「過去の慣例や経験のみを頼りに事務を執行していると、間違いや重大な法令違反に繋がりがねないことから、法令等を遵守し、公務にあたらなければならない。」と示している。今回、債務負担行為や議決が必要となる基準の解釈を誤り、必要な予算措置がないまま工事を進めたことは、これらが欠落していたと考える。過去の教訓が今回の事務執行に活かされていなかったとの認識はあるのか伺う。

## ○ 通告第 8 号 新井 兼 議員

- (1) 令和 7 年度において予算措置がないまま 3,675 万 5,664 円分の追加工事を発注・施工したことは、予算の議決を経ない支出負担行為（契約・発注）に該当すると考えられる。地方自治法上、市としての違法性の有無に関する法的整理を明らかにされたい。
- (2) 債務負担行為（令和 6～8 年度、限度額 7 億 4,151 万円）の範囲内であれば単年度の予算措置は不要と誤認していたとのことだが、これは担当者個人の理解不足によるものなのか、それとも所属内の確認・決裁プロセスに単年度予算の要否を確認する仕組み自体が欠けていたことによるものなのか、市の認識を明らかにされたい。
- (3) 議会の議決を要する 5%基準を超えたまま、変更契約を締結せずに、追加工事を進めてしまったことは、担当者個人の理解不足によるものなのか、それとも所属内の確認・決裁プロセスに請負率などの追加工事・設計変更時の基準を確認する仕組み自体が欠けていたことによるものなのか、市の認識を明らかにされたい。
- (4) 「変更額の累計が当初請負金額の 20%を超えない場合は軽微な設計変更として工期末に一括処理できる」とする「久喜市工事設計変更ガイドライン」には、予算措置がないまま追加工事の発注・施工ができないこと、議会の議決を要する 5%基準があることについて明記されているか、明らかにされたい。また、今回の事案を受けてガイドラインを改正する予定があるか明らかにされたい。
- (5) 平成 28 年 9 月定例会において、小・中学校空調設備整備事業でも同種事案があったが、当該事案と今回の類似点・相違点を明らかにされたい。またその際に策定した再発防止策（マニュアル等）が、今回なぜ機能しなかったのか、原因分析を示されたい。
- (6) 平成 28 年 9 月定例会において、同種事案では市長・副市長・教育長が減給処分となった先例があるが、今回の事案における責任の所在及び処分の検討状況を明らかにされたい。
- (7) 再発防止策として、チェック体制の強化やチェック表の見直しを検討中とのことだが、具体的な実施時期・体制（担当部署、チェック頻度、財政課との連携方法等）を示された

い。

- (8) 今回の事案について、解体工事現場の周辺住民、市民への説明をどのように行う予定か、その方針を明らかにされたい。

## ○ 通告第9号 猪股 和雄 議員

- (1) おもな問題は2点、①追加工事による増額分が当初契約金額6億6,660万円の5%3,333万円を超えたのに、議会の議決を求めることなく、変更契約をせずに工事を継続させたこと、②2025年度の工事費が予算の4億5,459万円を超えて、予算の裏付けなしに工事を継続したことにある。これは予算制度に反し、違法である、ないしは違法性の高い行政執行であったという認識で良いか。
- (2) 多くの追加工事が必要となり、実施されているが、その都度、すべての追加工事について設計変更手続きは行われていたのか。すべての設計変更について、組織内でいつ、だれが確認したか。
- (3) 2025年12月に新たなアスベストを発見し、2026年3月には地下アスベスト除去の新たな工事契約を締結しているが、この過程で、元の工事契約による追加工事といっしょに変更契約を締結する検討はなされなかったのか。
- (4) しずか館解体工事予算は2024年度1億1,424万円、2025年度4億5,459万円、2026年度2億2,905万円、2025-2026年度の債務負担行為7億4,151万円である。  
2025年度中の追加工事の増額3,675万円とあるが、減額分はないのか。差し引きで3,675万円か。2025年度中の工事費は4億9,134万円(4億5,459万円+3,675万円)でよいのか。  
2025-2026年度の追加工事額4,310万円とあるが、減額分はないのか。差し引きで4,310万円か。減額がないとすると、2025年度途中の時点で「5%超過」を判断できていたはずだが、管財課内及び総務部、副市長、市長と協議はしなかったのか。
- (5) 「久喜市工事設計変更ガイドライン」で、基本的に「契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする」「ただし、軽微な設計変更に伴うものは、(中略)工期の末に行うことができる」とされ、20%を超えないものは「軽微な変更」とされている。  
原則は「その都度、遅滞なく」契約変更の手続きを行うべきであるところを、例外規定としての「軽微な変更」とみなして、変更をしないで済ませることが慣行となっていたとみられるが、いかがか。本来は契約変更を行うべきものであるが、見解を問う。  
金額は「軽微な変更」であっても、「構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの」とみなすべきではなかったか。  
「軽微な変更」とみなすことについては、担当部署のどこ(管財課長、担当者、総務部長、副市長、市長)で協議し、認識を共有して合意したか。
- (6) 工事費の増額が3,300万円を超える可能性について、2025年度追加工事の体育館床下の石綿除去工事の段階(2025年10月ごろ?)で、副市長に報告したと説明されているが、その段階での協議経過と結論はどうなったか。その認識はどこで共有されていたか。
- (7) その後、4月下旬まで、工事費増額に関わって、部長、市長・副市長への協議や報告は、いっさいなされなかったのか。

推移によって、契約変更の必要性が生じれば、議会を招集しなければならない重大な事件

であり、当然に部長、市長・副市長と協議すべき案件だったと考えられるが、管財課長１人で、『その必要なし』と判断したのか。

- (8) 2016年に、学校教室へのエアコン設置（リース契約）で、設計変更、契約変更（増額）、債務負担行為の変更、補正予算の計上、議会での議決が必要だったのに、それらを行わなかった違法行為が発生した。当時も原因は「担当者の思い違い」とされた。個人の思い違いで誤った行政執行が起こらないように、「チェックリスト」が作成され、厳守されていたはずだが、今回、同じ「課長の勘違い」で10年前と同様の違法行為が起こってしまったのはなぜか。理由をどう分析しているか。

- (9) 10年前の行政執行の誤りの最大の原因は、「個人の思い違い」「勘違い」で誤った行政が進んでしまう、組織体制の問題であった。

今回、「課長（当時）の勘違い」を、課内、部内でだれもチェックできなかった、発見できなかった、組織としての原因を、どう分析しているか。

- (10) 追加工事が行われていた過程で、課長がすべてを抱えて判断していたとすれば、それを認めていた『久喜市の行政体質』に何らかの欠陥があったと言わざるを得ない。

こうした久喜市行政体質の“欠陥”について、またその改善策について、市長の見解を求める。

- (11) 今後、工事の変更や追加の必要が生じた場合、「工事の末」まで待つて5%を超えなければ契約変更しないで済ませるのではなく、できるだけ追加の案件ごと（ケースによってはある程度まとめて）に「契約変更」の手続きを行うべきであるが、いかがか。

## ○ 通告第10号 川辺 美信 議員

- (1) 2025年度工事中の12月下旬に、体育館ステージ周辺の地下からアスベストが発見され、その除去工事については別途契約とし、債務負担行為6,446万円を設定したところです。

2025年度追加工事の「体育館床下石綿除去工事（1,800万円）」について、同様に、別途契約としなかった理由をお伺いします。

- (2) 2025年度の追加工事（配管エルボ・パッキン及び体育館床下の石綿除去）の工事費については、本来「請負率をかけてはならない工事」であるにもかかわらず請負率を適用したため、結果として「工事費の5%以内に収まる」と誤って判断してしまったとの説明がありました。

そこで、次の項目をお伺いします。

ア 追加工事（配管エルボ・パッキン及び体育館床下の石綿除去）以外の工事費については、請負率を用いて算定したのかお伺いします。

イ 追加工事（配管エルボ・パッキン及び体育館床下の石綿除去）以外の工事費は、実費による算定なのかお伺いします。

ウ 請負率で算定した工事費と実費で算定した工事費を比較した場合、年度内の工事費総額が5%を超える可能性の認識が無かったのかお伺いします。

- (3) 議案勉強会において、今回のミスは当時の管財課長の誤った認識および思い込みによるものであったと報告されました。そこで、上席である総務部副部長および総務部長において、チェックリストにより当該ミスを発見できなかった原因は何であったのかお伺いしま



す。

- (4) 2025 年度追加工事の石綿除去工事費 1,800 万円について、5%を超える可能性があると認識した際、副部長および部長にはどのように説明し、どのような判断が行われたのかお伺いします。また、当時の副市長および市長には、どのように説明し、どのような判断が行われたのか、それぞれ時系列を含めてお伺いします。
- (5) 補正予算議決後の工事スケジュールについてお伺いします。
- (6) 市長は、このようなミスが度重なっている事態に対して、原因究明と再発防止をどのように進めて行く考えなのかお伺いします。

## ○ 通告第 11 号 山田 正義 議員

- (1) 体育館跡地及び防火水槽跡地の地盤改良とはどんな工事なのか伺う。
- (2) 地盤改良とは跡地全体なのか、それとも部分的に実施するのか伺う。
- (3) 予算措置及び変更契約を行わないまま、誰の判断で追加工事を進めたのか伺う。
- (4) 追加工事費 43,107,394 円の積算根拠と金額の妥当性を誰がどのように確認したのか伺う。
- (5) 責任の所在についてどう考えているのか、また全庁的な類似案件の調査及び具体的な再発防止策をどのように考えているのか伺う。

## ○ 通告第 12 号 杉山 鎮夫 議員

- (1) 補正予算案を提出することになった事業の事務執行の過程について
  - ア 起案から最終決裁権者に至るルートにおいて、担当課内や、財政・契約担当部門との協議・審査プロセスはどのようになっていたのか伺う。
  - イ 議会の議決を要する事業において、決裁システムや部局間の連携はどのようになっていくのか伺う。

## ○ 通告第 13 号 園部 茂雄 議員

6 月 29 日の全員協議会において、市長は、今回の問題について前市長、前副市長が体育館床下の石綿が判明した時点で気づくべきだったとの発言をされました。

しかし、市が予算超過を認識したとされるのは 4 月 24 日であり、市長はその翌日の 4 月 25 日に就任されています。就任後には、追加工事の内容、金額算定の誤り、議決ライン超過、工事停止による影響額など、様々な事実が判明しています。

そこで伺います。

- (1) 市が予算超過を認識した 4 月 24 日から、6 月 29 日の全員協議会で議会に説明が行われるまで約 2 か月を要しています。この間、より速やかな議会報告や補正予算提出はできなかったのか。市長がいつ報告を受け、どのような内容を把握し、どのような指示・判断を行ったのか、時系列で説明を求めます。
- (2) 発端が市長就任前であったとしても、4 月 25 日以降の事実確認、議会への報告、補正予

算提出、工事停止への対応、市民負担の説明、再発防止については、市長としての対応責任があると考えます。

市長は、政治的責任、説明責任、管理監督責任があると思うのか、見解を伺います。